

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）に係る審査基準及び処分基準の一部改正について

見出しのことについては、意見公募手続を実施せず改正を実施したので「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表いたします。

1 意見公募を実施しなかった理由

今回の一部改正は、警察庁により示された全国一律のモデル基準に従ったもので、熊本県に実質的な裁量の余地がないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 改正の概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）が公布されたことに伴い、審査基準及び処分基準の所要の改定を行ったものです。

(1) 審査基準

風営法に係る審査基準について、風営法解釈運用基準の改定に伴う項ずれ解消等を行いました。

(2) 処分基準

ア 風営法の処分基準について、風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者について、一つの営業所に関して行われた法令違反行為を処分事由として他の営業所についても行政処分を行う場合の基準等について定めるとともに、営業者が複数の法令違反行為を行った場合には指示処分を行わずに取消し等を行うことができる旨を明記しました。

また、改正法により新設された接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為及びいわゆるスカウトバックに係る禁止規定への違反について規定を定め、料金表示義務違反及び年少者立入禁止表示義務違反の量定を引き上げるなどしました。

イ 出会い系サイト規制法の処分基準について、風営法の「接待飲食業を営む者の禁止行為違反」、「接待飲食業を営む者の禁止行為違反」を追加しました。

ウ 法令の新設や改正に伴い法令違反行為等の追加、条ずれの解消等を行いました。

3 施行日

令和7年6月28日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活環境課

電話 096-381-0110